

IV－5 保護継電器試験の方法・手順

5－1 外観点検

- 1) 継電器配線接続の確認。
- 2) 本体の取付け状態の良否及び破損個所の有無の確認。

5－2 継電器単体試験

イ 電流継電器の場合

- 1) 整定値の最小動作電流感度試験。
- 2) 整定値の過電流動作特性時間測定試験。

ロ 電圧継電器の場合

- 1) 整定値の最小動作電圧（復帰電圧）試験。
- 2) 整定値の過（不足）電圧作特性時間測定試験。

ハ 方向地絡継電器の場合

- 1) 整定値の最小動作電圧試験。
- 2) 各電流タップの最小動作電流感度試験。
- 3) 電圧及び電流整定値の130%、400%における動作位相角度の測定。
- 4) 電圧及び電流整定値の130%、400%における位相角度測定
：同相、進み30度あるいは45度において動作時間測定。

5－3 遮断器（開閉器）の連動開極試験

イ 電流継電器の場合

： 整定値の過電流による遮断器（開閉器）の動作時間測定試験。

ロ 電圧継電器の場合

： 整定値の過(不足)電圧による遮断器（開閉器）の動作時間測定試験。

ハ 方向地絡継電器の場合

： 電圧・電流整定値の130%，400%における位相角度進み45度の動作時間測定。

5－4 判定基準（基準）

経済産業局指導書及び保護継電器メーカーの示す管理値による。